

(様式第2号)

## 国民健康保険出産育児一時金支給申請書

|                                   |       |             |         |
|-----------------------------------|-------|-------------|---------|
| 被保険者証<br>記号番号                     | 味 国   | 出産年月日       | 年 月 日   |
| 出産者                               | フリガナ  |             |         |
|                                   | 氏 名   |             |         |
|                                   | 生年月日  | 年 月 日       | 世帯主との続柄 |
| フリガナ                              |       | 性別          | 分娩の種類   |
| 出生児の氏名                            |       | 男<br>・<br>女 |         |
| 上記のとおり支給の申請をしますので、下記口座へ振り込んでください。 |       |             |         |
| 大宜味村長 宛                           |       | 年 月 日       |         |
| 住 所                               |       |             |         |
| 世帯主 氏 名                           |       |             | 印       |
| 電話番号                              |       |             |         |
| 振込先                               | 金融機関名 |             | 支店名     |
|                                   | 口座種別  |             | 口座番号    |
|                                   | フリガナ  |             |         |
|                                   | 口座名義人 |             |         |

|            |   |
|------------|---|
| 出産育児一時金支給額 | 円 |
| 医療機関への支払額  | 円 |
| 差引支給額      | 円 |

|     |
|-----|
| 受付印 |
|-----|

## 出産育児一時金

国保に加入している人が出産したときに支給される（妊娠85日以降であれば、死産・流産でも支給）。

出産育児一時金は原則として、国保から直接医療機関に支払う（直接支払制度）。

※国保連より出産育児一時金の請求が来るので、分娩費用が420,000円に満たない場合は被保険者に差額を支給しなければいけない。

### 差額支給申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・出産費用内訳明細書（産科医療補償制度加入機関と記載されたもの）
- ・被保険者証世帯主名義の通帳
- ・被保険者証世帯主の認印

## 出産育児一時金支給申請の手順

- ① 申請書に記入・押印してもらう。支給額の欄は担当が記入するので空欄のまま
- ② 国保連への支払額を420,000円から差し引いて支給額を算定する。
- ③ 受付印を押して課長まで決裁を回す。
- ④ 決裁がおりたら、支出伝票をうつ。
- ⑤ 月報報告の際に気を付ける。

「出産育児一時金関係」のファイルも参考にしてください。